平成２３年（フ）第１０６号
北海道苫小牧市青雲町１丁目８番17号　ロイヤルハイム青雲Ａ203号
債務者　奥山まち子（旧姓榎本）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市啓北町１丁目15番23号タウンハウス啓北101号
債務者　滝本眞知子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第５２号
茨城県日立市久慈町３丁目31番７―406号
債務者　石井　光男
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第８２号
富山県高岡市出来田316番地２、旧住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町1360番地　ネオステージ東浜松壱番館702号
債務者　永井　信幸
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５２４号
金沢市示野中町１丁目46番地
債務者　永栄　欽子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５２５号
金沢市示野中町１丁目46番地
債務者　永栄　信也
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地330　県住21―22
債務者　阿部　孝子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１８７号
金沢市松村５丁目85番地、従前の住所金沢市金石西４丁目13番12号
債務者　炭　　正三
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１４号
京都市北区上賀茂今井河原町88番地
債務者　槙原　邦子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８４４号
京都市伏見区深草ヲカヤ町21番地　コーポ庄座103号室
債務者　江上　友和
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８５４号
京都府向日市寺戸町新田６―５　サンハイツしんでん205、住民票上の住所京都府向日市向日町南山56番地の13
債務者　藤原　拓也
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第７６２７号
大阪府三島郡島本町若山台２丁目２番23―402号
債務者　馬塲美智子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９号
兵庫県尼崎市善法寺町26番１―203号
債務者　冨吉　竜哉
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５２４号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目31番６号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘８丁目32番５号
債務者　松本　彰夫
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３号
広島県尾道市因島原町1578番地２
債務者　高木　純子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
福岡県直方市大字下境2130番地１
債務者　重松　信弘
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２１１号
沖縄県那覇市前島２丁目19番２号丸茂アパート202
債務者　津覇　哲子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部